

令和7年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業） 業務説明書

1 業務名

令和7年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業（カワウ個体数調整等事業）業務

2 業務目的

琵琶湖北部地域の生物多様性を保全・再生するため、竹生島およびその周辺部の琵琶湖北部地域において、カワウの生息・営巣状況を注視しながら、カワウの個体数調整を行う。また、状況に応じてサギ類の捕獲を行う。

3 事業実施期間

契約の日から令和7年10月31日まで

4 実施区域

竹生島（長浜市早崎町）、葛籠尾崎（長浜市西浅井町菅浦、長浜市湖北町延勝寺、長浜市高月町片山）、奥の洲（長浜市湖北町延勝寺）、その他カワウの個体数調整および営巣対策が必要とされる場所

5 事業内容

本業務は、特記仕様書のほか、別に定める「鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」に基づき実施するものとする。なお、共通仕様書との差異がある場合は、特記仕様書を優先する。

(1) カワウの捕獲、回収および処分

カワウのコロニー（営巣地）である竹生島、葛籠尾崎、奥の洲等において、銃器によりカワウの捕獲、回収および処分を行う。捕獲目標羽数は、4,340羽とする。ただし、目標羽数に達してなお、生息密度が高いと認められる場合には、委託者と協議の上、捕獲を継続する。

また、竹生島ではカワウの生息密度を島北部は高く、島南部は低くなるよう、捕獲に努めるものとする。

なお、目標羽数は特定計画上の目標数値であり、委託契約の条件ではないが、目標達成に向けて努力するとともに本業務の目的を理解し、県内全域におけるカワウ被害低減に最適な捕獲を行うこととする。

(2) サギ類の捕獲、回収および処分

サギ類の集団営巣地において、銃器によりサギ類の捕獲、回収および処分を行う。なお、サギ類の捕獲にあたっては、委託者と協議のうえ、実施の有無、対象種、捕獲の場所および時間帯を決定するものとする。

注1 実施の有無は委託者が判断するものとし、サギ類の捕獲を実施しない場合もある。

注2 「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020年版」において、希少種に選定されているゴイサギおよびチュウサギ、要注目種に選定されているコサギは捕獲の対象としない。

(3) 捕獲実施期間

契約の日から令和7年9月30日（火）の間で8日間程度

注1 捕獲実施期間および日数は、天候やカワウの営巣状況等により変更する場合がある。

注2 実施日は委託者と協議のうえ決定する。

注3 同日にカワウおよびサギ類の捕獲を実施する場合がある。

(4) 使用する銃器

高性能エアライフルおよび散弾銃とする。

注1 カワウの営巣状況を勘案したうえ、育雛期前半は発射音の小さいエアライフルを使用し、育雛期後半は散弾銃を使用する。なお、使用する銃器については委託者と協議のうえ決定する。

(5) 使用する銃弾

銃弾については非鉛弾を使用することとする。

(6) カワウ個体情報等の収集

カワウの捕獲を実施する際は、以下の情報等を収集する。

- ①捕獲個体の情報（成鳥・幼鳥・ヒナ別の数）
- ②回収個体の情報（成鳥・幼鳥・ヒナ別および性別、重量）
- ③射手人数、使用弾数の情報

(7) サギ類個体情報等の収集

サギ類の捕獲を実施する際は、捕獲個体および回収個体の羽数を把握するよう努める。

(8) 事業周知用の資料の作成

本業務着手前に、竹生島関係者や関係機関等を対象とした周知用資料（事業実施計画等）を作成し、委託者に提出する。

6 報告書の提出

業務の報告書は、次のとおりとりまとめて提出する。

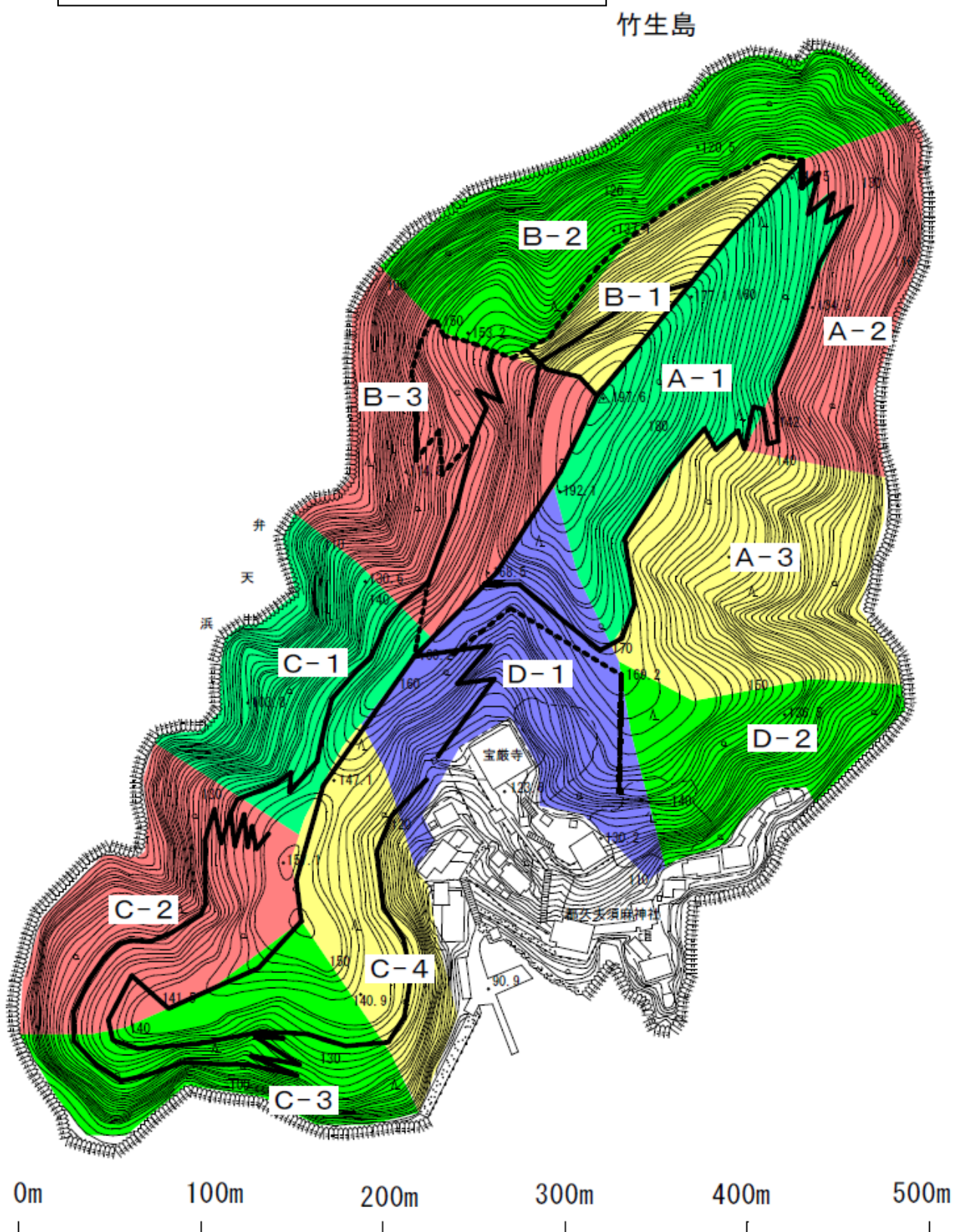
- (1) 捕獲状況日報
- (2) 捕獲日ごとの使用弾数および捕獲個体の情報調査票
- (3) 捕獲回収個体の情報および数量確認写真
- (4) 捕獲状況の写真
- (5) 銃弾購入伝票、船の借り上げ伝票
- (6) その他必要とする書類

7 留意事項

全般	①鳥類の捕獲に精通した捕獲員を編成すること。 ②カワウの営巣状況や天候その他の状況に臨機応変に対応し、効率的かつ安全な捕獲体制を整えること。 ③捕獲作業実施の決定は委託者と協議のうえ行い、中止する場合は関係機関へ速やかに連絡すること。 ④捕獲期間中は、注意を促す警告看板を必要な箇所に設置すること。
----	---

捕獲	①銃器捕獲にあたっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法等、関係法令を遵守すること。 ②捕獲現場には捕獲監督員を配置し、捕獲従事者および関係者に対して、安全かつ適正な作業実施を指導すること。 ③繁殖時期のカワウを捕獲する際は、親鳥を中心に捕獲し、むやみに雛鳥を捕獲しないこと。ただし、アニマルウェルフェアの観点から、両親鳥を捕獲した場合はその雛鳥も捕獲することとする。 ④捕獲行為によりカワウの分布が分散する恐れがあるため、影響を最小限にとどめるよう配慮すること。 ⑤捕獲作業中に捕獲区域に部外者が侵入した場合、捕獲監督員はこれを区域外に安全に退去させるとともに、一時的に捕獲作業を中止させるなど必要な安全対策を講ずること。 ⑥竹生島の社寺周辺で銃器捕獲を行う場合は、午前9時までとする。 ⑦学習船「うみのこ」来島時は、到着30分前には捕獲作業を休止し、同船の離島を確認後に捕獲作業を再開すること。 ⑧半矢となった個体が社寺周辺に飛来、歩行することがないように細心の注意を払うこと。 ⑨銃器を使用する際は、健全な樹木への照準、発砲を行わないこと。また、移動の際も健全な森林を傷つけないこと。 ⑩散弾実包の空薬きょうはできる限り回収し、適切に処分すること。
回収	①陸地で捕殺された個体については、十分に地形を把握し安全を確認のうえ、できる限り回収に努めること。また、琵琶湖上に落ちた個体は沈下する場合があるので早期回収に努めること。
処分	①捕獲回収した個体は焼却もしくは埋設処分すること。焼却処分する場合は湖北広域行政事務センター（クリスタルプラザ）に搬入すること。また埋設処分する場合は委託者の指示に従い適切に行うこと。 ②委託者が、検体として個体を研究機関等へ提供する場合は、委託者の指示により受託者はこれに協力すること。
その他	①報道機関等の取材や関係機関による調査研究のため、捕獲中止等の依頼があった場合は、委託者の指示により受託者はこれに協力すること。 ②業務の円滑な進捗を図るために十分な経験を有する管理技術者を配するものとし、管理技術者は業務の全般にわたり技術的管理を行うこと。 ③仕様書に明示のない事項については、委託者とその都度協議して定めるものとする。

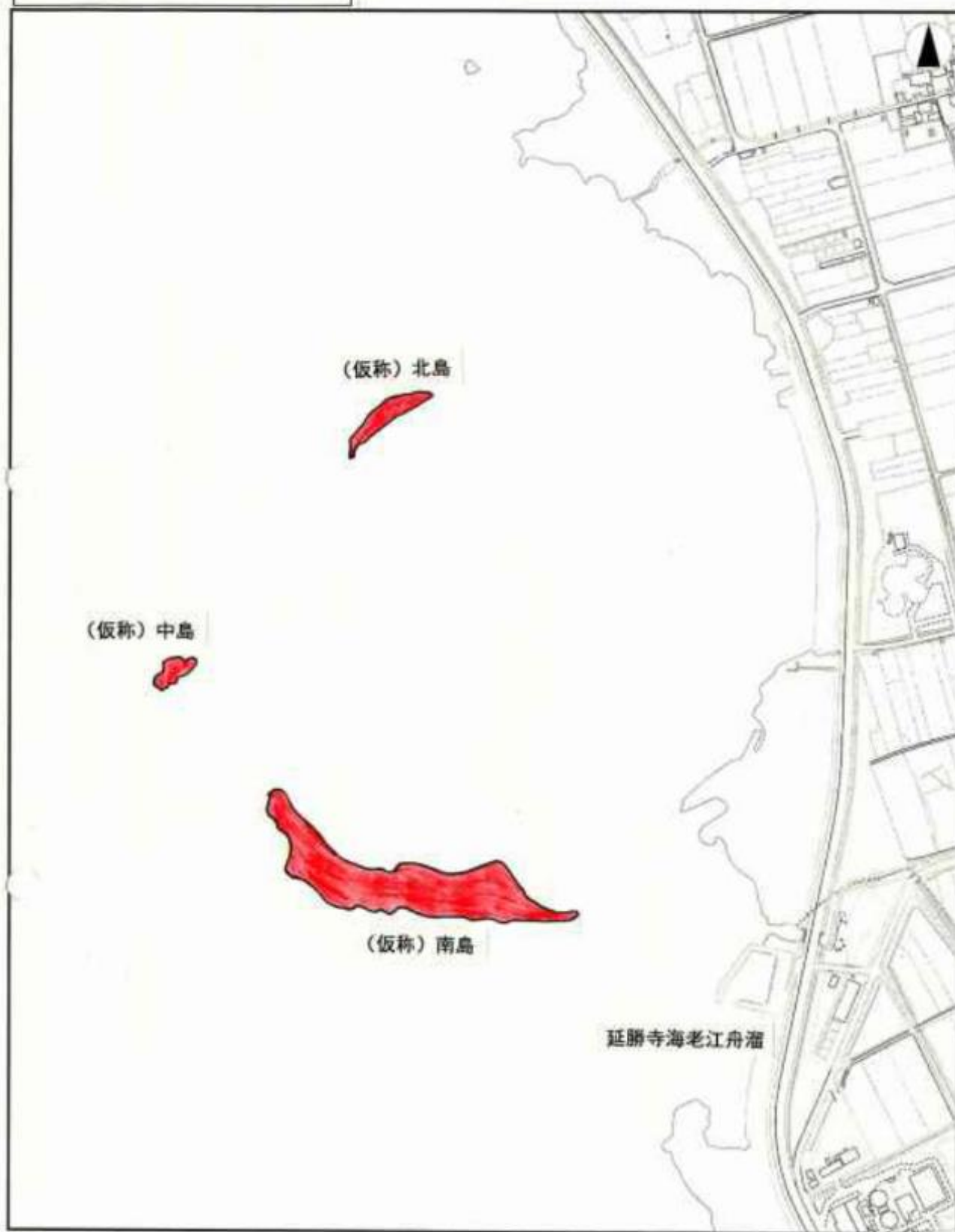
竹生島 捕獲エリア図 及び 管理歩道



葛籠尾崎 捕獲エリア図



奥の洲 捕獲エリア図



1/5000

0 200m